

■KASPERSKY LAB 製品に関する使用許諾契約書(カスペルスキー インターネット セキュリティ for Mac)

お客様への法律上の重要なお知らせ: 本ソフトウェアのご使用を開始される前に、以下の契約書を注意深くお読みください。

お客様がライセンス契約ウィンドウの[同意する]ボタンをクリック、または対応する記号を入力した時点で、この契約条件に拘束されることに同意したことになります。当該行為はお客様の署名を示すものであり、お客様は本契約に拘束され、その当事者となることに同意し、また、本契約書が署名入り契約文書と同様の執行力を持つことに同意するものとします。本契約の諸条件に同意されない場合は、本ソフトウェアのインストール作業を中断し、本ソフトウェアをインストールしないでください。

ライセンス契約ウィンドウの[同意する]ボタンをクリックするか、または対応する記号を入力すると、本契約の契約条件にしたがって本ソフトウェアを使用する権利を得られます。

ソフトウェアにライセンス契約書または同様の文書が付属する場合は、当該文書に定義されているソフトウェア使用条件が、本契約よりも優先します。

1. 定義

- 1.1. 本ソフトウェアとは、アップデートならびにその関連資料を含む、権利者が製造するソフトウェアを意味します。
- 1.2. 権利者(独占的であるか否かを問わず、本ソフトウェアのすべての権利の所有者)は、ロシア連邦法に基づいて設立された企業、Kaspersky Lab, ZAO を意味します。
- 1.3. 端末とは、本ソフトウェアをインストールおよび / または使用するハードウェアを意味し、パソコン、ノート PC、ワークステーション、個人用デジタル機器、スマートフォン、ハンドヘルド装置、その他、本ソフトウェアが対応する電子装置を意味します。
- 1.4. エンドユーザー(お客様)とは、自身のために本ソフトウェアをインストールする個人または、本ソフトウェアのコピーを合法的に使用する個人を意味します。また、個人が雇用者など組織を代表して本ソフトウェアをダウンロードまたはインストールした場合、「お客様」とは、本ソフトウェアをその利益のためにダウンロードまたはインストールした法人も意味するものとし、ここに、かかる法人は、個人に対しその法人を代表して本契約に同意することを承認したものとみなします。本契約の目的において「法人」とは、合名会社、有限会社、企業、協会、合資会社、合併会社、労働組合、法人化されていない組織、政府当局を含みますがこれらに限りません。ただし「プライベートライセンス」(プライベート版)および「ファミリーライセンス」(ファミリー版)では法人での利用はできません。プライベートライセンス、ファミリーライセンスそれぞれの利用範囲は第 2.6 条を参照してください。

- 1.5. 代理店とは、権利者との契約およびライセンスに基づき本ソフトウェアを販売する法人または個人を意味します。
- 1.6. アップデートとは、すべてのアップグレード、機能改修、パッチ適用、機能拡張、バグ修正、変更、コピー、追加、メンテナンスパックの適用などを意味します。
- 1.7. ユーザーガイドとは、ユーザーガイド、管理者ガイド、リファレンスブックおよび関連する説明資料またはその他の資料を意味します。

2. ライセンスの付与

- 2.1. お客様は、本ソフトウェアがインストールされたお客様の端末を、ユーザーガイドに記載される脅威から、ユーザーガイドに記載されるすべての技術要件に従って、かつ本契約の諸条件に従って保護するために、指定された数の端末に(「使用」するために)本ソフトウェアを保存、読み込み、インストール、実行、表示する非独占的使用許諾(「ライセンス」)を付与され、お客様はそのライセンスを受諾します。

体験版。本ソフトウェアの体験版を受領、ダウンロード、またはインストールし、ソフトウェアの体験版ライセンスのみを認められている場合は、別段の指定がない限り最初にインストールした日より 1 回の体験期間に限り、評価目的のみに本ソフトウェアを使用できることとします。体験期間中の評価以外の目的での本ソフトウェアの使用および、体験期間終了後の使用は厳しく禁止します。

複数の環境で使用するソフトウェア、多言語ソフトウェア、デュアルメディアで使用するソフトウェア、複数コピー、バンドル版。お客様が、本ソフトウェアの異なるバージョンもしくは異なる言語版を使用する場合でも、または複数のメディアで本ソフトウェアを受領した場合でも、または本ソフトウェアの複数のコピーを受領した場合でも、またはほかのソフトウェアにバンドルされた本ソフトウェアを受領した場合でも、本ソフトウェアのすべてのバージョンをインストールすることが許可される端末の合計台数は、権利者から取得したライセンス上の端末数に一致するものとします。ライセンス条件で別段の規定がない限り、取得されたライセンス数に応じて、第 2.3 および 2.4 条で規定する台数の端末にインストールし、使用する権利が与えられます。

- 2.2. 第 2.1 条にかかわらず、ソフトウェアの新規バージョンあるいは後継製品の発売日を起算とする 1 暦年経過後は、ライセンスの有効期限に関係なく、現行バージョンの使用権は失効するものとします。但し、ソフトウェアの使用権の失効後も、ライセンス期限が有効な場合、お客様は、バージョンアップサービスで現行ソフトウェアを新規あるいは後継バージョンにアップグレードすることにより、有効ライセンスを継続してご使用いただけます。詳細は本ソフトウェアを物理メディアで購入の各言語版に対応する国の Kaspersky Web サイト (www.kaspersky.co.jp)をご確認ください。
- 2.3. 本ソフトウェアを物理的媒体で取得した場合、お客様は本ソフトウェアのパッケージに指定、または追加の契約書に指定された台数の端末を保護するために本ソフトウェアを使用する権利を有します。

- 2.4. 本ソフトウェアをインターネット経由で取得した場合、お客様は本ソフトウェアのライセンス取得時に指定、または追加の契約書に指定された台数の端末を保護するために、本ソフトウェアを使用する権利を有します。
- 2.5. お客様は、バックアップ目的でのみ、また合法的に所有する本ソフトウェアのコピーが紛失、破損、または使用不可能になったために差し替える場合に限り本ソフトウェアのバックアップコピーを作成する権利を持ちます。このバックアップコピーは、他の用途に用いてはならず、本ソフトウェアを使用する権利を失った場合や、お客様が本ソフトウェアを使用している国または地域で施行されている法令による以外の理由で、お客様のライセンスが期限切れまたは打ち切りとなった場合は、破棄しなくてはなりません。お客様が、ソフトウェアがインストールされた端末を譲渡または売却する場合は、ライセンスの譲渡に関わる第 2.6 条の該当条件が適用されない限り、本契約に基づきお客様がインストールしたソフトウェアの全てがあらかじめインストール先の端末から削除されていることを確認してください。
- 2.6. お客様は、権利者がお客様に許諾したライセンスの範囲内に限り、また、受贈者が本契約のすべての条項に拘束されることに同意し、受贈者が、権利者から許諾されたライセンスのすべてをお客様から引き継ぐ場合にのみ、本ソフトウェアを使用する非独占的使用許諾を第三者へ譲渡できます。権利者からお客様に付与された本ソフトウェアを使用するための権利を、お客様が完全に譲渡した場合、お客様は、バックアップコピーを含むすべてのソフトウェアのコピーを破棄しなければなりません。お客様が譲渡されたライセンスの受贈者の場合は、本契約のすべての条項を順守することに同意しなければなりません。本契約のすべての条項に拘束されることにご同意いただけない場合は、本ソフトウェアをインストールまたは使用してはいけません。お客様が受贈者の場合は、さらに、本ソフトウェアを権利者から最初に購入したエンドユーザーが所持していた以上の権利や条件を保有しないということに同意するものとします。ただし、お客様が本契約書における「プライベートライセンス」または「ファミリーライセンス」をご使用になる場合は、お客様自身（プライベートライセンスの場合）、またはお客様の世帯（ファミリーライセンスの場合）が所有し、かつ利用する端末にのみ、ライセンスを適用できるものとします。さらに、お客様が前述の通り、プライベートライセンスまたはファミリーライセンスの使用権を第三者へ譲渡する場合は、当該ライセンスに付随して権利者が発行した追加アクティベーションコード（該当する場合）を含め、所有権ならびに使用権を放棄し、完全に譲渡するものとします。
- 2.7. お客様は、本ソフトウェアのアクティベーション実施日を初日とし、第 3.2 条または第 3.3 条に指定された期間に渡り、以下のサービスを受ける権利を与えられます（本ソフトウェアの体験版を除く）。
- 権利者により Web サイトまたは他のオンラインサービスを介したアップデートが公開された時、インターネット経由で本ソフトウェアのアップデートを受け取れます。受け取ったアップデートは本ソフトウェアの一部となり、本契約の契約条件が適用されます。
 - インターネット経由のテクニカルサポートおよび電話によるテクニカルサポート。

- 権利者が公開する情報ならびにリソースへのアクセス

3. アクティベーションおよびライセンス有効期間

- 3.1. お客様がご自身の端末に変更を加えた場合、あるいは、端末にインストールされたほかのベンダーのソフトウェアの変更を行った場合、本ソフトウェアの再アクティベーションが必要となる場合があります。また、再アクティベーションの回数には権利者が制限を設ける場合があります。
- 3.2. 本ソフトウェアが物理的媒体によって取得された場合、本契約に同意すると、パッケージに指定、または追加の契約書に指定された期間中、本ソフトウェアを使用できます。
- 3.3. 本ソフトウェアがインターネット経由で受領または取得された場合、本契約に同意すると、取得の過程で指定、または追加の契約書に指定された期間中、本ソフトウェアを使用できます。
- 3.4. 以前購入した本ソフトウェアを使用する権利を延長する目的で、本ソフトウェアが物理メディアで取得された場合、お客様は、以前購入した本ソフトウェアのアクティベーションコードが存在する場合に限り、本ソフトウェアのアクティベーションを再度実行できます。かかるアクティベーションコードがない場合、本ソフトウェアを有効に使用する期間は、ソフトウェアパッケージに指定された情報に従って制限されます。
- 3.5. お客様は、第 2.1 条の規定に従って、本契約に従って行われる本ソフトウェアの初回アクティベーション時点より、1 回に限り、体験期間(30 日間)に渡って本ソフトウェアの体験版を無料で使用する権利を有します。ただし、体験期間は、インターネット経由のサポートまたは電話によるサポートを受けることはできません。権利者が 1 回限りの体験期間を別途設けている場合は、お客様にその旨が通知されます。
- 3.6. 本ソフトウェアを使用するお客様のライセンスは第 3.2 条または第 3.3 条(場合に応じて)に記載の期間に限定されます。残存期間はユーザーガイドに記載の方法で確認できます。本ソフトウェアのライセンス有効期間が満了すると、自動的に無効となり全体的に動作不可になるか、一部機能が動作できなくなります。
- 3.7. 1 台以上の端末に適用が可能なライセンスの利用期限は、1 台目の端末でアクティベーションを実施した日を起算とする有効期間に限定されます。
- 3.8. 権利者が保有できる法律上または均衡法上の他のあらゆる救済方法を妨げることなく、お客様が本契約の契約条件のいずれかに違反した場合、権利者は、お客様に通知することなく、また、ライセンス費用またはその一部を返金することなく、本ソフトウェアを使用するライセンスを打ち切る権利を有するものとします。
- 3.9. お客様は、本ソフトウェアの使用、また本ソフトウェアの使用により得られたレポートその他の情報の使用にあたって、プライバシー法、著作権法、輸出管理法、わいせつ物取締法を含むがこれらに限らない適用されるすべての国際法、国内法、州法、地域および地方の法律および規制を順守することに同意するものとします。

- 3.10. 本契約に別段の具体的規定がない限り、お客様は本契約に基づき与えられた権利または本契約に基づく義務を移転または譲渡できません。
- 3.11. 権利者は、権利者および / またはその代理店が本ソフトウェアを頒布している地域以外でのアクティベーションをお客様に通知することなく制限する権利を有します。
- 3.12. 権利者またはその代理店から取得された言語版のソフトウェアと異なる言語版向けのアクティベーションコードを適用して、本ソフトウェアをアクティベーションすることはできません。
- 3.13. 特定の通信事業者が運営するサービスなどで本ソフトウェアを取得した場合、当該ソフトウェアの使用は、サービスなどを提供する通信事業者が指定する期間ならびに環境に限定されます。
- 3.14. 権利者は、お客様に使用される本ソフトウェアのコピーの合法性について確認する手段を使用し、本ソフトウェアの使用が合法的であることを認証する権利を保有します。本ソフトウェアは、本ソフトウェアの使用が合法的であることを確認するために必要な情報を権利者宛に転送する場合があります。前述の確認はユーザーガイドに記載される時間内に完了できない場合は、本ソフトウェアの一部機能が動作不可になります。

4. テクニカルサポート

- 4.1. 本契約の第 2.7 条に記載のテクニカルサポートは、本ソフトウェアの最新アップデートがインストールされている場合に、カスペルスキーのサポートサービス規約に従って提供されます（本ソフトウェアの体験版を除く）。
テクニカルサポートサービスおよびその規約に関しては、<http://support.kaspersky.co.jp> を参照してください。
- 4.2. お客様がウェブ管理メニューまたはマイカスペルスキーアカウントにご登録頂くエンドユーザー情報は、本ソフトウェアに関わる重要なお知らせのご連絡ならびにテクニカルサポートへのお問い合わせ時の照会のために利用されます。

5. 情報収集

- 5.1. お客様は、本ソフトウェアのインストールに関する情報、使用されている本ソフトウェアのバージョン、本ソフトウェアの設定に関する情報、およびアクティベーションに関する情報が自動的に送信されることに同意するものとします。取得された情報には、お客様の個人情報または機密情報は含まれません。また、取得された情報は法定要件に従って権利者により保護されます。
- 5.2. 新たな脅威とそのソースに対するセキュリティ意識を向上させ、お客様のセキュリティ保護レベルを向上させるため、権利者は、Kaspersky Security Network データ収集ステートメントで明示的に確認されたお客様の同意のもとに、かかる情報を受け取る明示的権利を有します。お客様は、本ソフトウェアのインストール時に、Kaspersky Security Network サービスを無効化

できます。また、本ソフトウェアの設定画面から、いつでも Kaspersky Security Network サービスの有効化、無効化を切り替えることもできます。

お客様は、権利者がその単独かつ排他的裁量において、権利者が収集した情報をセキュリティリスクトレンドの追跡に使用し、レポートを公開できることを認め、これに同意するものとします。

- 5.3. 本ソフトウェアは、個人を特定可能なデータを処理せず、また、処理した情報を個人情報と組み合わせることも行いません。
- 5.4. 権利者に送付される情報をソフトウェアに収集させないようにするには、Kaspersky Security Network サービスを有効化しない、または無効にしてください。

6. 制限事項

- 6.1. お客様は、放棄不可能な権利を適用法で許可された場合を除き、本ソフトウェアのエミュレート、複製、貸与、レンタル、リース、販売、変更、逆コンパイル、逆アセンブルまたはリバースエンジニアリングを行ったり、本ソフトウェアまたはその一部の派生物を作成したりすることはできません。また、前述の制限事項が適用法により明示的に禁止された場合を除き、ソフトウェアの一部を可読可能な形式に変換すること、ライセンスされたソフトウェアまたはそのサブセットを第三者に譲渡すること、あるいはそのような行為を第三者に許可することはできません。本ソフトウェアのバイナリコードおよびソースコードのいずれについても、独占所有物である本プログラムアルゴリズムの再作成に使用すること、またはそのためにリバースエンジニアリングすることはできません。本書に明示されていないすべての権利は権利者またはそのサプライヤーのどちらかが保有するものとし、不正な本ソフトウェアの使用は、本契約および本契約により許諾されるライセンスの即時自動解除ならびに刑事上民事上の訴追がなされる場合があります。
- 6.2. お客様は、本契約の第 2.6 条で規定する場合を除き、本ソフトウェアを使用する権利を第三者に譲渡することはできません。
- 6.3. アクティベーションコードは権利者の秘密情報とみなされ、お客様は本契約の第 2.6 条で規定する条件の下でアクティベーションコードを第三者に譲渡できる場合を除き、これを第三者に提供または、アクセス可能にしないものとし、アクティベーションコードを保護するために適切な注意を払うものとします。アクティベーションコードはライセンスの有効期限に到達するまで安全な場所で保管してください。
- 6.4. お客様は、本ソフトウェアを第三者に貸与、レンタル、リースしてはなりません。
- 6.5. お客様は、ユーザーガイドに記載される脅威の検知、ブロック、処理に使用されるデータまたはソフトウェアの作成に本ソフトウェアを使用しないものとします。
- 6.6. お客様が本契約の契約条件に違反した場合、権利者は、お客様に返金することなく、本ソフトウェアの稼働をブロックする権利を有することとします。

- 6.7. お客様がソフトウェアの体験版を使用する場合、本契約の第 4 条によるテクニカルサポートを受ける権利や、本ソフトウェアを使用するライセンスや権利を第三者に譲渡する権利を持ちません。

7. 限定保証と免責条項

- 7.1. 権利者は、本ソフトウェアが、ユーザーガイドに規定の仕様および説明に従って実質的に機能することを保証します。ただし、(w) 権利者が明示的に保証責任を否認しているお客様の端末の欠陥ならびに関連する権利侵害、(x) 誤用から生じる不調、欠陥、エラー。乱用、事故(アクシデント)、不履行。不適切なインストールならびに操作またはメンテナンス。盗難、破壊行為、不可抗力、テロ、停電または電力サージ、不慮の事故。改造ならびに許可されていない変更。権利者以外による修理または権利者の合理的な管理の範囲外である第三者もしくはお客様の行為もしくは原因、(y) 最初に生じてから合理的な期間内にお客様が権利者に通知しなかった欠陥、(z) お客様の端末にインストールされているハードウェアまたはソフトウェアコンポーネントとの互換性の欠如、の場合にはかかる限定的保証は適用されないものとします。
- 7.2. お客様は、エラーのないソフトウェアは存在しないことを認知、承諾、同意し、お客様にとって適切な頻度と信頼性に基づき、端末内のファイルならびに OS の設定のバックアップをとるようアドバイスを受けたことを認めるものとします。
- 7.3. お客様は、お客様が承認したデータ削除に関して権利者が責任を負わないことを認知、承諾、同意するものとします。ここでいうデータは、個人情報または秘密情報を含みます。
- 7.4. お客様がユーザーガイドまたは本契約の条件に違反している場合、権利者は、本ソフトウェアの正常動作を保証しません。
- 7.5. お客様が本契約の第 2.8 条に指定のアップデートを定期的にダウンロードしていない場合は、権利者は、本ソフトウェアの正常動作を保証しません。
- 7.6. 本契約の第 3.2 条または第 3.3 条に指定されている期間の経過後、または、何らかの理由で本ソフトウェアを使用するライセンスが終了している場合は、権利者は、本ソフトウェアが、ユーザーガイドに規定の仕様および説明に従って実質的に機能することを保証しないものとします。
- 7.7. お客様は、本ソフトウェアはカスペルスキーの標準設定が既定で適用された状態で提供され、お客様独自の要件を満たすために本ソフトウェアの設定を変更する場合はお客様ご自身の責任において実施することを認めるものとします。
- 7.8. 本ソフトウェアは「現状有姿」で提供され、権利者は、その使用または性能に関し言質を与えず、保証を行いません。適用法により、除外または限定が行えない範囲の保証、条件、言質、契約条件を除き、権利者およびその代理店は、第三者の権利を侵害していないこと、商品性、十分な品質、完全性、特定目的への合致性を含むが、それに限らない事柄に関し、一切の保証、条件設定、言質、契約条件設定(明示的または黙示的を問わず、また、法令、普通法、習慣、利用その他にかかわらず)を行いません。お客様は意図した結果を得るために本ソフトウ

ウェアを選択したこと、また、そのインストール方法、使用方法、および得られた結果について、その性能に関し、すべての責任とリスクを負うこととします。前項の規定を制限することなく、権利者は、本ソフトウェアにはエラーがないことや、障害その他の故障がないこと、または、権利者に開示されているか否かにかかわらず、お客様の要件の一部またはすべてを満たしているかどうかについて、一切の保証を行わず、言質を与えないものとします。

8. 免責事項

- 8.1. 適用法により許可される最大範囲において、権利者または代理店は、本ソフトウェアの使用あるいは使用不能、またはソフトウェアあるいはソフトウェアの使用を通じた、または本契約の条項の下におけるサポートあるいはその他サービス、情報、ソフトウェア、および関連コンテンツの提供あるいは提供不能またはそれに関連して発生する、または、契約違反あるいは不法行為（過失、誤解、厳格責任による義務を含む）、法的義務の違反、権利者あるいは代理店の保証の不履行により発生する特別的、偶発的、懲罰的、間接的、あるいは結果的な損害（利益、秘密情報あるいはその他情報の損失、ビジネスの中断、プライバシーの損失、データまたはプログラムの破損あるいは損失、法的義務、誠意、または当然の配慮の不足、過失、経済的損失、その他罰金またはその他損失による損害を含む）について、権利者または代理店がそのような損害の可能性について知らされていたとしても、その責任を負いません。

お客様は、権利者および / または代理店が責任を負う場合でも、権利者および / または代理店の当該責任は本ソフトウェアの価格に制限されることに同意するものとします。いかなる場合であっても、権利者および / または代理店の当該責任は、本ソフトウェアの入手時にお客様が権利者および / または代理店（場合に応じて）に支払った金額を上限とします。

本契約は、死亡または身体障害に対するいかなる請求も除外または制限するものではありません。さらにまた、本契約の免責事項、除外事項または制限事項が適用法により除外あるいは制限不可能な場合、そのような免責事項、除外事項、または制限事項のみはお客様に適用されず、その他の免責事項、除外事項、および制限事項は、引き続きお客様に適用されるものとします。

9. GNU およびその他のサードパーティライセンス

- 9.1. 本ソフトウェアは、GNU 一般公衆利用許諾書 (GPL) または同様のフリーソフトライセンスに基づきお客様にライセンスされている（またはサブライセンスされている）ソフトウェアプログラムを含む場合があります。これらのプログラムは、お客様に対し、一定のプログラムまたはその一部をコピー、変更、再配信することをその他の権利と共に許可し、またソースコードへのアクセスを許可しています（オープンソースソフトウェア）。バイナリ形式の実行ファイルで配信されるかかるソフトウェアに関し、そのライセンスで指示がある場合、ソースコードをそれらのソフ

トウェアを使用するお客様が利用できるようにしなくてはならず、この場合、ソースコードは source@kaspersky.com までリクエストを送付し入手するか、またはソースコードは本ソフトウェアに付属しています。オープンソースソフトウェアライセンスが権利者に対し、オープンソースソフトウェアプログラムを使用、コピー、変更する権利を提供するよう要求し、かかる権利が、本契約で認められている権利よりも許諾範囲が広い場合、かかる権利は、本書における権利および制限に対し優先するものとします。

10. 知的財産権

- 10.1. 本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに含まれる著作物、システム、アイデア、操作方法、文書、およびその他の情報は、権利者またはその代理店の独占所有物である知的財産および / または重要な企業秘密であって、また、権利者および該当する場合その代理店は、刑法および民法によって、また、ロシア連邦、EU、合衆国およびその他の国の著作権、企業秘密、商標、特許法ならびに国際条約によって保護されることにお客様は同意するものとします。本契約は、お客様に対し、権利者やその代理店の商標や商号（「本商標」）を含む、知的財産権への権利を与えるものではありません。お客様は、商標に関する認められた慣習に従って、本ソフトウェアが生成した印刷物を商標所有者の名前などにより特定する場合に限り、本商標を使用できます。このような形で本商標を使用することにより、本商標の所有権がお客様に与えられるものではありません。権利者およびその代理店は、本ソフトウェアに関連するすべての権利、権限、および利益を所有し継続してこれを保有します。これには、権利者が行ったかまたは第三者が行ったかにかかわらず、本ソフトウェアへのエラー修正、拡張機能、アップデート、またはその他の修正が含まれ、また、すべての著作権、特許、企業秘密権、商標権、その他の知的財産権が含まれます。お客様による本ソフトウェアの所有、インストール、使用は、お客様に対して本ソフトウェアの知的財産権の所有権を移譲するものではなく、お客様は、本契約に明示的に規定されたものを除き、本ソフトウェアに対するなんらの権利を取得しないものとします。本契約に基づいて作成された本ソフトウェアのすべてのコピーには、本ソフトウェアに表示されるものと同じ著作権表示を行わなくてはなりません。本契約は、本ソフトウェアに対する本書に記載される以外の知的所有権をお客様に付与するものではなく、本書で詳しく定義する本契約に基づき付与されるライセンスは、本契約の条件に従った限定的使用権のみを提供するものであることをお客様は認めるものとします。権利者は、本契約において明示的に付与された権利以外のすべての権利を保有するものとします。
- 10.2. お客様は、いかなる形でも本ソフトウェアを修正または改ざんしないことに同意し、本ソフトウェアのコピー上の、著作権表示その他独占所有権表示を削除または変更することもできません。

11. 準拠法

- 11.1. 第 11.2 条および第 11.3 条に定める場合を除き、本契約は、お客様が本ソフトウェアを取得した以下に定める国または地域の法律により管轄および解釈され、法の抵触に関する原則の適用は受けません：
- a. ロシア。お客様が本ソフトウェアをロシアで取得された場合、ロシア連邦の法律が適用されます。
 - b. アメリカ合衆国、プエルトリコ、アメリカ領サモア、グアム、アメリカ領ヴァージン諸島。お客様が本ソフトウェアをアメリカ合衆国、プエルトリコ、アメリカ領サモア、グアム、アメリカ領ヴァージン諸島で取得された場合、アメリカ合衆国のマサチューセッツ州の法律が適用されます。ただし、消費者保護、不正競争防止、または類似の州の法律に関する請求については、お客様が居住する州の法律が適用されます。法に認められる最大限の範囲内において、権利者およびお客様は陪審裁判の権利を放棄することに明示的に合意するものとしします。
 - c. カナダ。お客様が本ソフトウェアをカナダで取得された場合、オンタリオ州の法律が適用されます。
 - d. メキシコ。お客様が本ソフトウェアをメキシコで取得された場合、メキシコ合衆国の法律が適用されます。
 - e. 欧州連合（EU）。お客様が本ソフトウェアを EU 加盟国で取得された場合、イングランド法が適用されます。
 - f. オーストラリア。お客様が本ソフトウェアをオーストラリアで取得された場合、ライセンスを取得された州または特別地域の法律が適用されます。
 - g. 香港特別行政区およびマカオ特別行政区。お客様が本ソフトウェアを香港特別行政区またはマカオ特別行政区で取得された場合、香港特別行政区の法律が適用されます。
 - h. 中華民国。お客様が本ソフトウェアを中華民国で取得された場合、中華民国の法律が適用されます。
 - i. 日本。お客様が本ソフトウェアを日本で取得された場合、日本国の法律が適用されます。
 - j. その他の国または地域。お客様が本ソフトウェアを上記以外の国で取得することを選択した場合、購入の行為が発生した国の実体法が適用されます。
- 11.2. 前条の定めにかかわらず、本契約が適用または解釈される国または地域において、当該の国または地域の強制的な法律または公序良俗が、本契約に定める法律の適用を禁止する場合、当該の強制的な法律または公序良俗によって要求される範囲内において、当該の国または地域の法律が代わりに適用されるものとしします。同様に、お客様が個人の場合、お客様が居住する国において、その国の法律の下でお客様が実行しなければならない可能性のある行為の強制的な権利は、第 11.1 条の条項によって影響を受けません。
- 11.3. 本契約は国際物品売買契約に関する国際連合条約に準拠せず、当該条約の適用を明示的に除外します。

12. 訴訟期間

- 12.1. 本契約のどちらかの当事者に対し起こされる、本契約に基づく取引に由来する訴訟は、その形式を問わず、訴訟の原因が発生または、発生したことが発見されてから一（1）年以上経過した後には起訴されないものとします。ただし、知的所有権の侵害訴訟は、該当する法定期間の最大限まで起訴できるものとします。

13. 完全合意条項、分離条項、権利不放棄

- 13.1. 本契約は、お客様と権利者との間の完全なる合意であり、口頭または書面による、本ソフトウェアまたは本契約の主題に関する、それ以前の取り決め、提案、通信内容、広告に優先するものとします。お客様は本契約を読み、理解し、その条件に拘束されることに同意するものとします。裁判管轄権のある法廷によって、何らかの理由により本契約のある条項は、一部または全部が効力がなく、無効である、または執行不可能であるとされた場合も、かかる条項を狭く解釈して、合法かつ執行可能にされるものとし、また、これにより契約全体が無効とはならず、本契約の残りの部分は、できる限りその元の意味を維持しながら、法および衡平法上許される最大限まで、完全なる効力を持続するものとします。本書の条項または条件の権利放棄は、書面により、お客様と権利者の権限を与えられた代表者の両方の署名によらない限り、有効ではないものとし、本契約の条項違反に対する異議申し立ての権利放棄は、以前、現在（同時進行）、および将来の権利放棄を構成しないものとします。本契約の条項または権利の厳守について、その不履行を権利者が指摘しなかったことは、かかる条項または権利の権利放棄として解釈されないものとします。

14. 権利者の連絡先

本契約に関する質問がある場合や、何らかの理由で権利者に連絡する場合は、以下に記載する当社の顧客サービス部門まで連絡してください。

Kaspersky Lab ZAO

39A/3 Leningradskoe Shosse, Moscow, 125212

ロシア連邦

メールアドレス: info@kaspersky.com

Web サイト: www.kaspersky.com

(C) 2013 Kaspersky Lab ZAO. 無断複写・転載を禁じます。本ソフトウェアならびに付属文書は、著作権が設定され、著作権法ならびに国際著作権条約、ならびにその他の知的所有権関連の法律ならびに条約により保護されています。